

太政官符民部省

源朝臣昭平、年七、

右左大臣宣奉勅件皇子、宣依去年○天德四年十二月二十五日勅書賜姓者、省宜承知、依宣行之符到奉行、

右少辨

左大史

應和元年二月十九日

〔源氏物語桐一〕無品親王の外戚のよせなきにてはたゞよはさじ、わが御世もいとさだめなきを、たゞ人にておほやけの御うしろみをするなん、行ききもたのもしげなること、おぼしさだめて、いよ／＼みち／＼のざえをならはさせ給ふ、きはことにかしこくて、たゞ人にはいとあたらしけれど、みことなりたまひなば世のうたがひおひ給ぬべくものし給へば、○中源氏になしたてまつるべくおぼしおきてたり、

〔神皇正統記村上〕源氏と云事は、嵯峨の御門世のつひえを思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ、すなはち御子あまた源氏の姓を給はる、桓武の御子葛原の親王の男高棟、平の姓を給はり、平城の御子阿保親王の男行平、業平等、有原の姓給る事も、此後の事なれど、是はたまたまの義なり、弘仁以後、代々の御後は、みな源の姓を給ひしなり、親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸など立られて、世のつひえなりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器にまたがひ昇進すべき御おきてなるべし、姓を給る人は、直に四位に叙す、皇子皇孫に當君の三位なるべしと云、爲卿、三位に叙せしかば、是も當代にはあらず、かくて代々のあひだ、姓を給ひし人百十餘人も、有けん、然れど他流の源氏大臣以上にいたりて、三代と相續する人の、今まできこえぬこそ、いかなる故ならん、とおぼつかなければ、嵯峨の御子、姓を賜ひし人二十一人、